



# 電気計器に関するお知らせ

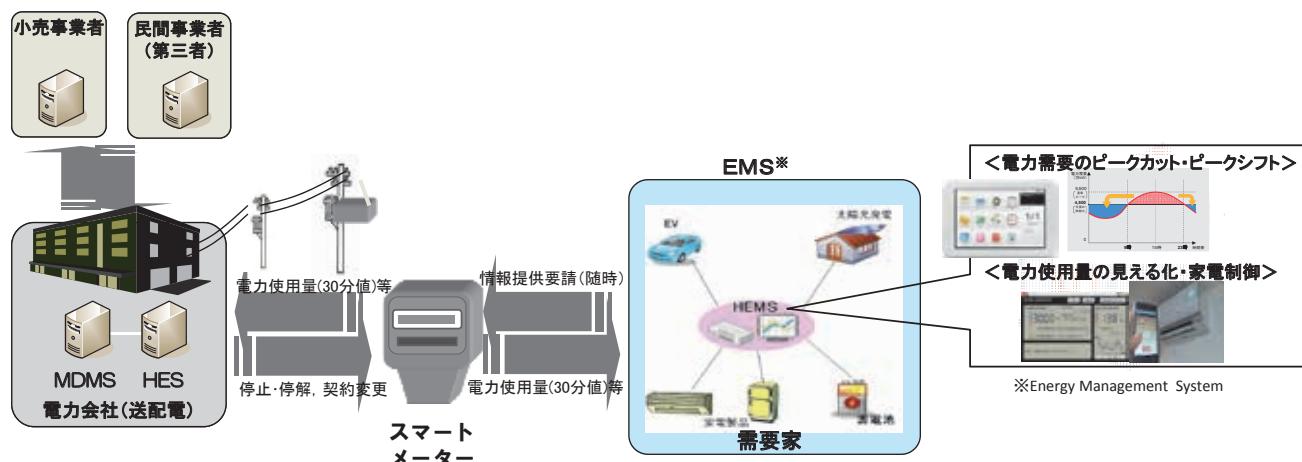
## 1. スマートメーター（電力メーター）の導入について

平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、2020 年代早期に、スマートメーターを全世帯・全事業所に導入することが政府の目標に掲げられました。沖縄県におきましては、沖縄電力（株）が平成 28 年度から既存の機械式メーターからスマートメーター（電子式）へ毎年約 10 万台の取替などによる本格導入を進め、平成 36 年度にすべてのメーターがスマートメーターとなります。

### 【スマートメーターの特徴】

- ☆通信機能を有し、遠隔での検針や供給開始などを行うことができる
- ☆H EMS（家庭のエネルギー管理システム）と接続し、電力使用量の見える化による省エネ効果
- ☆電力の小売全面自由化に際しては、需要家が電力会社を選択するための基盤としての役割を果たす

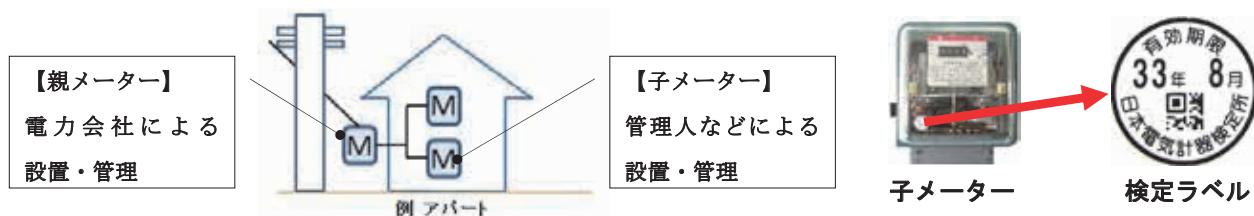
### <スマートメーター及び関連システム全体像>



①:業務効率化のための遠隔検針・閉鎖

②:需要家による省エネ・省CO2のためのデータ活用

## 2. 子メーター（証明用電気計器）について



公的機関を含むビル内のテナント、アパート、社宅などの電気料金の配分、太陽光発電などの売電に用いられる電気計器を子メーター（証明用電気計器）と呼んでいます。

- ☆検定に合格し、有効期限内のものでないと使用できません。（計量法第 16 条）
- ☆国、沖縄県又は那覇市の立入検査などがあります。（計量法第 148 条）
- ☆有効期限が切れた子メーターを使用した場合、罰則があります。（計量法第 172 条）

期限切れの子メーターは、一度取り外し修理して検定合格後に再取り付けするか、検定済の計器に取り替えます。  
なお、親メーター（スマートメーターなど）は、電力会社によって検定済計器の設置または取り替えられます。

### [問合せ先]

- 電気メーターに関する計量法について……内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 ☎ 098(866)1759
- 検定について……日本電気計器検定所 沖縄支社 ☎ 098(934)1491